

平安貴族の日常を知る

—公卿はどう過ごすべきか—

元・埼玉学園大学人間学部教授

湯浅 吉美

1. 藤原師輔（ふじわらのもろすけ）について

- 生没年は、延喜8年（908）～天徳4年（960）。
- 藤原忠平（ただひら）の2男、母は源能有娘 昭子（あきこ／しょうし）。兄弟に、実頼（さねより）、師尹（もろまさ）など。
- 男子として、伊尹（これまさ）、兼通（かねみち）、兼家（かねいえ）、為光（ためみつ）、公季（きみすえ）など。女子には、安子（やすこ／あんし）（村上后、冷泉・円融母）、愆子（よしこ／ふし）（冷泉女御（にょうご））など。**道長の祖父**（3男兼家の4男が道長）。
- 天暦元年（947）に右大臣。兄実頼とともに政界に重きをなす。
- 娘安子と村上帝との間にできた外孫（憲平、守平）の即位を見ぬまま死去。摂政・関白にならなかつたため、歴史的にはあまり目立たない。
- 朝廷の儀式故実に精通し、『九条年中行事』を著した → 九条流故実の祖。

2. 『九条殿遺誡』（くじょうどの ゆいかい）について

- 『九条右丞相遺誡』ともいう。右丞相（うじょうしょう）は右大臣のこと。
- 師輔が右大臣となった天暦元年以降に成立したと見られている。
- 日常の細かな起居動作や、心構えを説く。敬神崇仏の念が強い。
- 広く受容されたものと見られ、まったく関係のない『徒然草』などの中でも言及されている。写本の数も少なくない。
- ゆえに、九条流に限らず、公卿一般の生活規範を知る資料といえる。
- 活字化されたものは以下の諸書で見られる。
 - ① 群書類従 第27冊（雑部3）
 - ② 日本思想大系 第8巻「古代政治社会思想」（岩波書店、1979年）
*前田育徳会尊経閣文庫蔵本を底本とした訓読。原文も収載する。
 - ③ 家訓集（東洋文庫687、平凡社、2001年）
*群書類従本を底本とした訓読。本文は②と多少異なるところがある。
- 原文は漢文。3.に示す訓読は、②③を参照しつつ、独自に作成した。
- この訓読では、漢字は通行字体を用い、仮名遣いは現代仮名遣いとした。
- 原本には、本文よりも小さい字で2行に割書きした注記があるが、そういう箇所も本文同様とした。
- 便宜上、段落の頭（左端）に算用数字を付した。なお、段落分けは私見。

3. 訓読

遺誠ゆいかいならびに日中行ぞうじなう事。造次ぎゆうにも座右ざうじに張るべし。

- 01 先まず起ききて、属星ぞくしょうの名号となを称なづくこと七遍しちへん。微音びおんにて。その七星とんろうとは、貪狼ねは子の年ねん、巨門こもんは丑うし・亥いの年ねん、禄存ろくそんは寅とら・戌いぬの年ねん、文曲ぶんきよくは卯う・酉とりの年ねん、廉貞れんていは辰たつ・申さるの年ねん、武曲ぶきよくは巳み・未ひつじの年ねん、破軍はぐんは午うまの年ねんなり。
- 02 次つぎに、鏡かがみを取りて面おもてを見よ。次つぎに、曆れきを見て日ひの吉凶きうこうを知れ。次つぎに、楊枝ようじを取りて西せいに向かいて手てを洗せんえ。次つぎに、仏名ぶつみやうを誦じゆし、および尋常つねに尊重そんじゆうするところの神社しんじやを念ねんずべし。次つぎに、昨日けふの事ことを記しせ。事多ことおほしき日は、日ひの中うちに記しすべし。
- 03 次つぎに、粥じやくを服はくせ。次つぎに、頭かしらを梳くしげ。三箇日さんかんにちに一度いちど、梳くしるべし。日々ひびには梳くしらず。次つぎに、手足てあしの甲つめを除のけ。丑うしの日ひに手ての甲つめを除のき、寅とらの日ひに足あしの甲つめを除のく。
- 04 次つぎに、日ひを扱えらびて沐浴もくよくせよ。五箇日ごかんにちに一度いちどなり。沐浴もくよくの吉凶きうこうは、『黄帝伝こうていでん』に曰いわく、「凡おほそ月つきごとの一日いちにちに沐浴もくよくすれば短命たんめいなり。八日はつにちに沐浴もくよくすれば命いのち長ながし。十一日じゅういちにちは目明めいめいらかなり。十八日じゅうはちにちは盜賊とうさくに逢あう。午うまの日ひは愛敬あいぎやうを失うす。亥いの日ひは恥ちを見る」と。悪あくしき日ひには浴ゆむべからず。その悪あくしき日ひとは、寅とら、辰たつ、午うま、戌いぬ、下食げじきの日ひ等ななり。
- 05 次つぎに、出仕しゅっしすべき事ことあらば即すなわち、衣冠いかんを服はくて懈緩きおこたるべからず。人ひとに会あひて言語げんぎよ多おほきこと莫なれ。また、人ひとの行ななう事ことを言いふ莫なれ。唯ただその思おもう所ところと兼かねて触ふるる事こととを陳のべ、世よの人ひとの言ことを言いふべからず。人ひとの災わざわいは口くちより出でづ。努ゆめゆめ々々、慎しんめ慎しんめ。また、公事こうじに付つきて文書ぶんしよを見るべし、必かならずず情こころを留とどめて見るべし。
- 06 次つぎに、朝暮ちやうぼの膳かしわでは、常ごとの如ごときは多おほく喰くらい飲のみむこと勿なれ。また、時剋じこくを待まちたずして食たべからず。『詩し(経けい)』に云いく、「戦々せんせん慄り々りつとして日ひ一日いちにちに慎しんむことは、深ふちき淵ふちに臨のぞむが如ごとく、薄ふき氷こおりを履ふむが如ごとし」と。長久ながひの謀はかりごとは、能よく天年てんねんを保たもつ。
- 07 凡おほそ成なり長ながて頗すこる物ものの情こころを知る時ときは、朝あしたに書伝しよでんを讀よみ、次つぎに手跡しゆせきを学まなべ。その後そののちにもろもろ諸しよの遊あそびを許ゆるす。但ただし、鷹犬ようけん・博奕ばくえきは重おもく禁遏きんあつするところなり。元服げんぷくの後のち、いまだ官途くわんとに趨おもむかざる前は、その為なすところ、また此こゝの如ごとし。但ただ、早たう本尊ほんそんを定さだめ、手てを盥あら洗せんいて宝号ほうごうを唱となえ、若もしは真言しんげんを誦じゆせ。多おほ少すくに至いたりては、人ひとの機根しかたに随したがうべし。

不信の輩の非常天命なること、前鑑已に近し。貞信公（忠平）の語りて云く、「延長八年六月二十六日、清涼殿に霹靂せし時、侍臣、色を失いき。吾、心中に三宝に帰依すれば、殊に懼るるところ無かりき。大納言（藤原）清貫、右中弁（平）希世、尋常には仏法を尊ばざれば、この両の人、已にその妖に当たりつ」と。是を以て謂えば、帰真の力、尤も災殃を逃る。また信心 貞潔 智行の僧、多少は随 相語らうに堪う。唯に現世の助のみには非ず、則ち是、後生の因なり。頗る書記を知りて便ち、心を我が朝の書伝に留めよ。

- 08 夙に興きて鏡に照らし、先ず形体の変を窺え。次に曆書を見て日の吉凶を知るべし。年中の行事は略件の曆に注し付けたれば、日ごとに視る次に先にその事を知りて、兼て以て用意せよ。また昨日の公事、若し私に得心せざる事等は、忽忘に備えんがために、また聊か件の曆に注し付くべし。但し、その中の要枢の公事および君父の所在の事等は、別に以て記して後鑑に備うべし。
- 09 凡そ君のためには必ず忠貞の心を尽くし、親のためには必ず孝敬の誠を竭せ。兄を恭うこと父の如く、弟を愛づること子の如くせよ。公私大小の事は必ず一心同志を以てし、織芥も隔つること勿れ。若し心に安ぜざる事あらば、常に語らいてその旨を述べ、恨みを結ぶべからず。況や頼み無き姉妹に至りては、慇懃に扶持せよ。また見しところ、聞きしところの事は、朝に謁し夕に謁して、必ず親に白せ。縦い我がために芳情ありとも、親のために悪意あらば、早う以て絶て。若し我に疎しと雖も親に懇なることあらば、必ず以て相親しめ。
- 10 凡そ病患あるに非ざれば、日々に必ず親に謁すべし。若し故障あらば、早う消息を以て夜来の寧否を問うべし。文王の世子たりしとき、尤も欣慕するに足れり。
- 11 凡そ人のためには常に恭敬の誠を致し、慢逸の心を生ずること勿れ。衆に交わるの間、その心を用いることは、或は公家および王卿たるにもあれ、殊に誇りに非ずと雖も、善からざる事を謂う輩は、然る如きの間、必ず座を避けて却き去れ。若し座を避くるに便なくば、口を守り心を隔てて、その事に預ること勿れ。縦い人の善なりとも、言うべからず。況やその悪をや。古人の云く、「口をして鼻の如くせよ」とは、此の謂なり。

- 12 おおやけ あら も わたくし や ほか たやす
公に非ずして、若し私に止む事なきの外は、輒く他の処に到るべからず。また、
みだ もろもろ なか いまし
妄りに契りを衆の人と交うること勿れ。交わりの難きこと、古賢の誠むるところ
なり。縦えば人ありて、甲と乙とに隙あるとき、若し件の乙を好まば則ち、甲その
怨みを結ばん。此の如き類、重く慎むべきなり。
- 13 また、こうしょうあくきょう
また、高声悪狂の人に伴う莫れ。その言うところの事は輒く聞き驚くべからず。
みたび こと
三度反覆して、人と言を交えよ。
- 14 たやす かるがる
また、輒く軽しき事を行なうべからず。常に身を貴み心を重みし、是の如く日を送らば、
かつ な
曾て誤り忘ること莫からん。常に聖人の行ないし事を知り、跡なき事を為すべからず。
- 15 また、我が身の富貧の由を以て、曾て談らい説くこと勿れ。凡そ、身の中、家の内の
たやす ひら かつ いかん しやぼ およ したが
事は、輒く披き談らうべからず。衣冠より始めて車馬に及ぶまで、有るに随いて
な かの おの はか すなわ しよく
用いよ。美麗を求むること勿れ。己が身を量らずして美物を好まば則ち、必ず嗜欲の
そし た
誇りを招かん。徳至り、力堪うれば、何事の有らんや。
- 16 たやす
輒く他の人の物を借り用うべからず。若し公事に限りありて必ず借り用うべくは、
おわ も
用い畢りたる後、時日に移すべからず、早う以て返し送れ。
- 17 故老、および公事を知れる者に相会う時は、必ずその知れるところを問え。賢者の
おこない がた いえど こいねが た
行を聞かば則ち、及び難しと雖も必ず庶幾う志を企てよ。多く聞き多く見るは、
ゆきし きたる
これ往を知り来を知るの備えなり。
- 18 も りょうか うなが つか
若し官にある者は、僚下を催し行なえ。一所に長たる者は、その下を整え役え。
おのおのしよしよく まつと も
各所職を全うして以て幹事の誉れを招かん。若し故障あるときは、早う假文を
さわり よし かつ かし そし もつと
奉りて障の由を申すべし。故障を申さずして、公事を闕くときは、その誇り尤も
ゆめゆめ つつし いまし せちえ も
重し。努々、慎み誠めよ。節会、若しは公事の日、衣冠を整えて早う参入せんと
おも てんじょう も しよえ かみすけ
欲え。殿上の侍臣、若しは諸衛の督佐たる者は、当直の日には早う参入して、必ず
とのい ただ たら たら したが こと よ
宿直すべし。但、文官の人の劇務に非ざる者に至りては、事あるに随いて殊に能く
かんだい おそ およ さいこう いえど
勤めよ。緩怠の聞こえ、重く畏るべき者なり。凡そ採用の時は、才行ありと雖も、
かくごん せんきよ たら こと けん あら びんぼん ともがら もつと きよたつ
恪勤せざる者は、薦挙の力なし。縦い殊に賢に非ずとも、僱俛の輩は、尤も挙達
するに堪う。

- 19 大風・疾雨・雷鳴・地震・水火の変、非常の時とぶらは、早みかどう親を訪え。次に朝あに参り、その所職おもんばかりの官めぐに随みかどい消災あの慮ちんちようきようそうを廻らせ。朝あに在りては珍重ちんちようきようそう矜莊あならんことを欲おもい、私わたくしに在りては雍容仁愛ようようじんあいならんことを欲おもえ。小事おもを以て輒もく愠たやすりの色いかを見すべからず。若もし過あやまちを成しす者あらば、暫しばらくは勘責かんせきすると雖いえども、また以て寛恕かんじよせよ。凡およそ、大なきに怒おこるべからず。人ひとの事ことを勘かんがうるに、心こころの中うちには怒おこり思おもうと雖いえども、口くちに出いすこと勿なれ。常つねに恭謹きようきんを以て例れいの事こととすべし。喜怒きんごの心こころ、敢あて過あぎ余あることなく、一日いちじつの行ぎやう事を以て万年まんにんの鑑誠かんせいとせよ。
- 20 凡およそ、宅たくに在ある間ま、若もしは道どう、若もしは俗ぞく、来きたるところの客きやくは、縦たい梳頭そとう飲いん食しょくの間まに在あるとも、必かならず早あい相あ遇いうべきなり。「髪かみを捉とらえ嘔ふくみ吐はく」の誠まことめは、古賢こけんの重おもみするところなり。
- 21 家中おのうちのに得えるところの物ものは、各おのづか必かならず先まず十分じふぶんが一いを割ききて、以て功德くんとくの用もちに宛あてよ。没後もつごの事ことは、予まめ格制きやくせいを為つくりて慥たしかに勤行ごんぎやうせしめよ。若もし此この事ことを為なさざる時は、妻つま子こ従じゆ僕ぼく、多おほく事ことの累わざわいを招まねかん。或あるいは乞こうべからざる人ひとに乞こい、或あるいは失ううべからざる物ものを失あわん。一いっ家の害あのみに非あらず、必かならず諸人もろひとの謗そしりを招まねかん。仍よりて得えるところの物ものは必かならず以て割きき置おき、葬料そうりやうより始しめて諸七追福しよしちつゐふくの備そなえを尽つくせ。但ただ、清貧せいひんの人ひとは、此この事こと、尤もつとも難かたし。然されども、用意よういすると用意よういせざると、何なにぞ差別しやべつなからんや。
- 22 以前さきの雑事ぞうじを書かき記しすこと、右みぎの如ごとし。予われも十分じふぶんにして、いまだその一端いちたんでも得えず。然されども、常つねに先公さうこうの教くわいえを蒙まり、また古賢こけんを訪とぶらい、今粗事こんその要よを知しれり。万まん一いつの勤ごんめに依よりて、才智さいちに非あらずと雖いえども、已すでに崇班すうはんに登のぼりつ。吾われが後あとたる者ものは、熟つらつら此この由よしを存ぞんじて、縦たい法ぽうの如ごとくに非あらずとも、必かならず意いを用もちいて公こう私しの事ことを勤ごんむべし。